

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【公開番号】特開2011-105733(P2011-105733A)

【公開日】平成23年6月2日(2011.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2011-022

【出願番号】特願2010-294145(P2010-294145)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/047	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/047
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	25/16
A 6 1 P	21/00
A 6 1 P	25/14
A 6 1 P	9/00
A 6 1 P	31/00
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	3/10

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月15日(2012.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者においてタンパク質のフォールディングもしくはタンパク質の凝集における障害、またはアミロイド形成、アミロイド沈着、アミロイド蓄積もしくはアミロイド存続と関連する中枢神経系もしくは末梢神経系または全身の器官の状態を治療するための組成物であって、

(a) 薬学的有効量の s c y l l o - イノシトールを含んでなり、
(b) セクレターゼインヒビター、セクレターゼインヒビター、セクレターゼインヒビター、シート凝集 / 線維素形成 / A D D L 形成のインヒビター、N M D A アンタゴニスト、非ステロイド性抗炎症化合物、抗酸化剤、ホルモン、栄養素、栄養補助食品、ムスカリニアゴニスト、抗精神病薬、抗うつ剤、抗鬱剤、ネブリリシンをアップレギュレートする遺伝子治療または薬物ベースのアプローチ、インスリン分解酵素をアップレギュレートする遺伝子治療または薬物ベースのアプローチ、ワクチン、免疫治療薬、A に対する抗体、スタチン、コレステロール低下剤、幹細胞または他の細胞ベースの治療薬、T A

Uタンパク質をリン酸化するキナーゼのインヒビター及びA 產生を調節するキナーゼのインヒビターから選択される薬学的有効量の他の治療薬と併用して投与されることを特徴とする、組成物。

【請求項 2】

s c y 1 1 o - イノシトールの用量が 1 ~ 7 0 m g / k g / 日である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

s c y 1 1 o - イノシトールの用量が 1 ~ 1 0 m g / k g / 日である、請求項 1 又は 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

経口投与される請求項 1 から 3 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 5】

1 日 1 回投与される請求項 1 から 4 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 6】

1 日 2 回投与される請求項 1 から 5 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記 (b) 他の治療薬が経口投与される請求項 1 から 6 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

(a) s c y 1 1 o - イノシトールを含んでなる薬学的有効量の治療薬、及び
(b) セクレターゼインヒビター、セクレターゼインヒビター、セクレターゼインヒビター、シート凝集 / 線維素形成 / A D D L 形成のインヒビター、N M D A アンタゴニスト、非ステロイド性抗炎症化合物、抗酸化剤、ホルモン、栄養素、栄養補助食品、ムスカリンアゴニスト、抗精神病薬、抗うつ剤、抗鬱剤、ネプリリシンをアップレギュレートする遺伝子治療または薬物ベースのアプローチ、インスリン分解酵素をアップレギュレートする遺伝子治療または薬物ベースのアプローチ、ワクチン、免疫治療薬、A に対する抗体、スタチン、コレステロール低下剤、幹細胞または他の細胞ベースの治療薬、T A Uタンパク質をリン酸化するキナーゼのインヒビター及びA 產生を調節するキナーゼのインヒビターから選択される薬学的有効量の更なる治療薬とを含んでなる、薬剤。

【請求項 9】

s c y 1 1 o - イノシトールの用量が 1 ~ 7 0 m g / k g / 日である、請求項 8 に記載の薬剤。

【請求項 10】

s c y 1 1 o - イノシトールの用量が 1 ~ 1 0 m g / k g / 日である、請求項 8 又は 9 に記載の薬剤。

【請求項 11】

(a) と (b) の組合せである請求項 8 から 1 0 の何れか一項に記載の薬剤。

【請求項 12】

(a) が経口錠剤、液剤又は懸濁剤である請求項 8 から 1 1 の何れか一項に記載の薬剤。

【請求項 13】

(a) と (b) は経口投与用に製剤化される請求項 8 から 1 2 の何れか一項に記載の薬剤。

【請求項 14】

(b) が抗精神病薬又は抗うつ剤である請求項 8 から 1 3 の何れか一項に記載の薬剤。

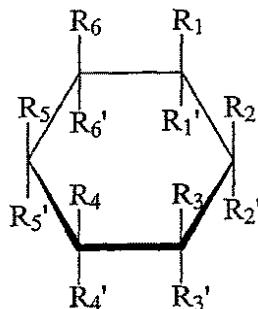
【請求項 15】

A P P 特異的または非特異的 セクレターゼインヒビター、セクレターゼインヒビター、アルチエメド (A l z h e m e d) 、メマンチン、イブプロフェン、セレベレックス、ビタミン E 、エストロゲン、イチョウ (G i n g k o b i l o b a) 、ドネペジル、A F 1 0 2 B 、セビメリン、E V O X A C 、A F 1 5 0 (S) 、A F 2 6 7 B 、ハロペリドール、クロザピン、オランザピン、セルトラリン、シタロプラム H b r 、E L A N A N

- 1792、ロバスタチン、シンバスタチン、塩化リチウムから成る群から選択される請求項8から14の何れか一項に記載の薬剤。

【請求項16】

被験体において、異常に凝集したタンパク質の解離を引き起こし、および/または前に形成されたかもしくは前に沈着したアミロイド性原線維もしくはアミロイドを、溶解させるかもしくは崩壊させる方法であって、該方法は、薬学的有効量の、下記の構造：



を有する化合物を該被験体に投与する工程を包含し、

ここで、R₁、R_{1'}、R₂、R_{2'}、R₃、R_{3'}、R₄、R_{4'}、R₅、R_{5'}、R₆およびR_{6'}の各々は独立して、以下の群：

(a) 水素原子；

(b) NHR₇であって、ここで該R₇は、水素；C₂～C₁₀アシルおよびC₁～C₁₀アルキルの群より選択される、NHR₇；

(c) NR₈R₉であって、ここで該R₈は、C₂～C₁₀アシルまたはC₁～C₁₀アルキルであり、そして該R₉は、C₂～C₁₀アシルまたはC₁～C₁₀アルキルである、NR₈R₉；

(d) OR₁₀であって、ここで該R₁₀は、基なし、水素、C₂～C₁₀アシル、C₁～C₁₀アルキルおよびSO₃Hの群より選択される、OR₁₀；

(e) C₅～C₇グリコシル；

(f) 水素、OH、NH₂、SH、OSO₃HおよびOP(O₃H)₂の群より選択される置換基で必要に応じて置換された、C₃～C₈シクロアルキル；

(g) SR₁₁であって、ここでR₁₁は水素、C₁～C₁₀アルキルおよびO₃Hの群より選択される、SR₁₁；

(h) 水素、OR₁₀、NHR₇、NR₈R₉およびSR₁₁の群より選択される置換基で必要に応じて置換された、C₁～C₁₀アルキル；ならびに

(i) 水素、OR₁₀、NHR₇、NR₈R₉およびSR₁₁の群より選択される置換基で必要に応じて置換された、C₃～C₈シクロアルキル、より選択され、ただし、該化合物はmyo-イノシトールではない、方法。

【請求項17】

患者のタンパク質のフォールディングもしくはタンパク質の凝集における障害、またはアミロイド形成、アミロイド沈着、アミロイド蓄積もしくはアミロイド存続と関連する中枢神経系もしくは末梢神経系または全身の器官の状態を治療するための治療薬の製造における、(a) scyllo-inositolの使用であって、

前記治療薬が、(b) セクレターゼインヒビター、セクレターゼインヒビター、セクレターゼインヒビター、シート凝集/線維素形成/ADDL形成のインヒビター、NMDAアンタゴニスト、非ステロイド性抗炎症化合物、抗酸化剤、ホルモン、栄養素、栄養補助食品、ムスカリニアゴニスト、抗精神病薬、抗うつ剤、抗鬱剤、ネブリリシンをアップレギュレートする遺伝子治療または薬物ベースのアプローチ、インスリン分解酵素をアップレギュレートする遺伝子治療または薬物ベースのアプローチ、ワクチン、免疫治療薬、A₁に対する抗体、スタチン、コレステロール低下剤、幹細胞または他の細胞ベースの治療薬、TAUタンパク質をリン酸化するキナーゼのインヒビター及びA₂産生を調節するキナーゼのインヒビターから選択される他の治療薬と併用して投与されることを特

徵とする、使用。

【請求項 18】

s c y 1 1 o - イノシトールの用量が 1 ~ 7 0 m g / k g / 日である、請求項 17 に記載の使用。

【請求項 19】

s c y 1 1 o - イノシトールの用量が 1 ~ 1 0 m g / k g / 日である、請求項 17 又は 18 に記載の使用。

【請求項 20】

前記治療薬が経口投与される請求項 17 から 19 の何れか一項に記載の使用。

【請求項 21】

前記治療薬が 1 日 1 回投与される請求項 17 から 20 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 22】

前記治療薬が 1 日 2 回投与される請求項 17 から 21 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 23】

前記 (b) 他の治療薬が経口投与される請求項 17 から 22 の何れか一項に記載の組成物。